

平成23年度 第5回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成24年2月23日

件名	足立区障がい者計画及び足立区第3期障がい福祉計画（案）について
所管部課名	福祉部障がい福祉課、衛生部足立保健所保健予防課
内容	<p>第3回介護保険・障がい福祉専門部会及び第3回地域保健福祉推進協議会において、足立区障がい者計画及び足立区第3期障がい福祉計画中間報告（案）が了承され、その後、平成23年12月28日から24年1月27日の1カ月間パブリックコメントを実施した。この度、別添のとおり足立区障がい者計画及び足立区第3期障がい福祉計画（案）をまとめたので報告する。</p> <p>パブリックコメントの実施結果、主な内容、中間報告（案）と本報告（案）の主な変更点及び今後の予定は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 パブリックコメント実施結果 16件（資料2-1）</p> <p>2 主な内容 概要版（案）（資料2-2） 本計画（案）（資料2-3）</p> <p>第1章 計画の基本的な考え方 計画策定の背景、計画の位置づけ、計画の期間等</p> <p>第2章 障がい者をめぐる状況と実態 国や都の動向、障害者手帳所持者数の推移、主な福祉サービス利用状況、サービス利用者アンケートや障がい者団体等へのヒアリング結果</p> <p>第3章 障がい者計画 障がい者計画の7本の施策の柱及びその体系、重点課題、個別課題等</p> <p>第4章 第3期障がい福祉計画 第3期障がい福祉計画の基本的な考え方、事業計画、重点的な取り組み項目について</p> <p>3 中間報告（案）と本報告（案）の主な変更点（資料2-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区障がい者計画 <ul style="list-style-type: none"> (1) P2「計画の基本的な考え方」で障がい者の「自立」について追加記載 (2) P12「施設サービスの充実」を「日中活動系サービスの充実」に変更 (3) P25「日中活動系サービスの充実」で障がい者の自立支援について追加記載 (4) P26 自立訓練事業を「機能訓練」「生活訓練」に分けて記載 (5) P48 就労継続支援B型事業への区の業務発注を追加記載 (6) P48 就労継続支援A型について追加記載 ・足立区第3期障がい福祉計画 <ul style="list-style-type: none"> (7) P62 療養介護の計画値を変更 (8) P65 地域移行支援の計画値を変更 (9) P65 地域定着支援の計画値を変更 <p>4 今後の予定 第4回足立区地域保健福祉推進協議会（平成24年3月28日開催予定）への報告後、平成23年度中に策定予定である。</p>

足立区障がい者計画・足立区第3期障がい福祉計画 パブリックコメント実施結果

1. 実施期間 平成23年12月28日～平成24年1月27日 1ヶ月間

2. 意見・要望等の内訳 計16件

障がい時の療育について	5件
日中活動系サービスについて	3件
在宅サービスについて	3件
災害対策について	2件
その他	3件

3. パブリックコメント回答

	パブリックコメント	区の回答
1	事業番号：5-1-6 「早期発見(気づき)のしくみ」について 専門家チームが保育現場で行動観察を行うとあるがどのような専門チームか？	各地域を担当する障がい福祉センターの心理士と言語聴覚士がチームを組み、定期的に巡回指導を行っています。訪問先の園児と馴染みがある心理士が保育園を訪問することで、園児の日常と同じ姿を観察することが可能となっています。観察後、保育士に対し、苦手な場面での対応方法を指導したり、園生活での配慮等についてアドバイスを行い、子どもの成長を促すようにしています。
2	事業番号5-1-10 「発達相談等子育て相談」について <input type="radio"/> 「保育所の専門機能を活用し」とあるが、保育所の専門機能とはどのようなものか？ <input type="radio"/> これは全ての保育所で行われるものか？	保育所の専門機能とは ① 0歳から就学前までのお子さんの育ちについて、子どもの発達の長を学んだ保育士・看護師（0歳児保育実施園）が、一人ひとりの発達の状況に合わせてきめ細かく対応すること。 ② 栄養士からの食に関するきめ細かいアドバイスや、心理士、言語聴覚士、作業療法士による研修を受講した保育士による子どもの状態に応じた支援すること。 ③ 専門研修や障がい福祉センターで体験研修を終え認定された保育士を発達支援コーディネーターと位置づけ相談や支援にあたること。 などです。 こうして保育所の専門機能を活用した「発達相談等子育て相談」については、公・私立全園で実施しています。 なお、発達支援コーディネーターについては、今後公・私立全園に配置予定です。

3	<p>事業番号5-2-2 「就学前早期療育」について 「北療育医療センター城北分園、うめだあけぼの学園(民間)や児童発達支援事業所においても実施しており各事業所と連携し支援を強化する」とあるが具体的にどのようにするのか?</p>	<p>足立区発達支援機関連絡会(個別事業5-4-1)を開催し、情報交換や事例研究を行い、関係機関の連携強化や職員の資質向上を図ります。さらに身近な地域で障がい児(発達障がいを含む)を受け入れる保育園や放課後等デイサービス事業所の支援の質を確保していきます。</p>
4	<p>事業番号5-3-2 「小中学校における教育体制の整備」</p> <p>事業番号5-3-5 「特別支援教育コーディネーターの資質向上」 それぞれその方向で取り組んでいただきたい。</p>	<p>区内小・中学校のコーディネーターを対象とした研修会・連絡会、および教員・関係機関職員を対象とした特別支援教育地区連絡会を開催しています。</p> <p>研修会では、特別支援教育コーディネーターの役割やあり方、障がいのある児童・生徒を支援する実践的な対応力を身に付けることを目標としています。また、連絡会では特別支援学校のコーディネーターを交えて、コーディネーター同士の情報交換および連携を行っています。</p> <p>特別支援教育地区連絡会では、特別支援を要する児童生徒等の事例をもとに、学識経験者の講義及び校内で活動するためのグループ討議を行っています。</p> <p>個別の対応として、学校からの申請により専門家(臨床心理士・特別支援学校特別支援教育コーディネーター)を派遣しています。学校は、専門家に相談し助言を受け、校内委員会で協議し教育体制の整備を進めています。これらを通して、特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、小中学校における教育体制の整備をさらに進めていきます。</p>
5	<p>事業番号5-3-4 「教職員研修体制の整備」 その方向で取り組んでほしい。</p>	<p>教職員の特別支援教育に関する指導内容・方法の改善及び充実を図るために、今後とも教職員の資質向上に取り組んでいきます。</p>
6	<p>施設入所者に対して、施設がおむつを購入する際の補助あるいは個人に補助する等考えてほしい。</p>	<p>施設入所者への様々な支援は、それぞれの施設において行なっています。おむつについても原則的には施設で対応しています。施設で利用されるおむつへの補助の予定はありません。</p>
7	<p>「重度訪問介護」になるとヘルパーの手当てが低くなるので「身体介護」で統一してほしい。</p>	<p>「身体介護」は、短時間での集中的な身体動作への支援を行うものです。一方「重度訪問介護」は、身体介護や家事援助等の支援を長時間にわたって継続的に行うもので、業務内容が異なっているため、「身体介護」で統一することは困難と考えています。</p>

8	医療的ケアについて、区としてもっとしっかり広く深く取り組んでほしい。	区では日常生活を送る上で医療的なケアが必要な障がい者の通所施設への受け入れ支援するため、事例研究や情報共有の場を設けるなど支援体制を整備していきます。また通所施設で行われる胃ろうや痰吸引などについては、東京都が実施する研修の参加を進めていきます。 (事業番号2-5-16)
9	○ 医療が必要な障がい者は、なかなかショートステイを利用できない。対応を考えてほしい。	医療的なケアを伴う障がい者のショートステイは、福祉施設のショートステイでの対応は困難であり、北療育医療センター等の医療体制の充実した施設をご利用いただいています。利用希望者は多く、利用できる日数も限られているため、区では東京都に利用枠の拡大を要望していきます。
10	ショートステイの日数を増やしてほしい。	現在、区では月7日を目安としていますが、それぞれの方の状況でサービスが必要な場合には、福祉事務所等でご事情をうかがった上、対応させていただきますのでご相談ください。 (事業番号2-4-6)
11	障がい者計画施策7.「バリアフリー社会実現の基盤整備」にある福祉人材育成が重要である。人材育成の具体的方法を示してほしい。	区では通所施設職員等の技術の向上のため、職員研修を実施していきます。例えば、施設間での交換研修、教育と福祉での連携をテーマにした研修を実施します。(事業番号2-5-11) さらに、従事者の養成やその後のスキルアップについても支援をしていきます(事業番号2-6-1、7-2-1他) また学校においては、教職員研修体制を整備し、特別支援教育コーディネーターの研修の充実を図っていきます。 (事業番号5-3-4、5-3-5)
12	グループホームへの補助をしてほしい。	グループホームの新設には、東京都の施設整備補助制度があります。区は東京都の補助対象外の外溝等の補助を行なっておりますが、補助の拡大は困難と考えております。活用可能な公有地や民有地の情報提供をさらに進めていきます。

13	相談支援事業の箇所が増えることは良い。一方でサービスの差異がでないよう区がチェック機能を果たしてほしい。	障がい者への支援プランを作成する指定特定相談支援事業所が増加する中で、利用されるサービスに差異が生じないよう福祉事務所や基幹相談支援センター等で支援プランの内容を確認していきます。また、区では基幹相談支援センターにおいて、指定特定相談支援事業者等を対象に研修や情報提供の機会を設けるなど、サービスの適切な提供体制を確保していきます。(事業番号2-1-1)
14	通所施設の利用者が多く、過密な状態になっている。通所施設の希望者が多いことを施設の「定員増」で対応するのではなく、施設の適正規模と区内適正配置とを考えた施策をお願いしたい。	中・長期的な視点に立って施設の整備を進めていきます。また、安全性やサービス内容を確保した上で、定員増を図っていきます。(事業番号2-5-7)
15	災害対策課と障がい者団体とで、災害への対策について話し合いの場をもてないか?	各障がい者団体の方との災害対策についての話し合いは、これまでも行っております。今後ご要望やご意見等をお受けする機会を設け、講演会や訓練等ニーズに対応していきます。
16	ストーマ装具について、どの避難所にどのくらいの量がストックされているのか教えてほしい。	ストーマ装具は、長期管理等の課題により、避難所でのストック(備蓄)はありませんが、日本ストーマ用品協会と災害時における優先供給の協定を締結しております。

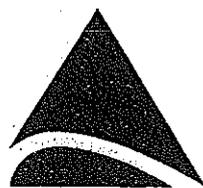
(案)

足立区障がい者計画
～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ～

足立区第3期障がい福祉計画

【 概要版 】

平成24年2月



足立区

【 目 次 】

ページ番号

1	計画の基本的考え方.....	1
2	計画の期間と基本構成	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画策定の背景	3
5	障がい者計画	4
6	障がい福祉計画	8
	足立区第3期障がい福祉計画事業計画一覧.....	9

1 計画の基本的な考え方

足立区では、ノーマライゼーションの理念のもとに、「障がい者が安心して住み続けられるまちをめざして」という目標を掲げ、障がいの有無に関わらず、誰もが自己選択と自己決定のもとに自立した生活を送ることができるよう取り組んできました。

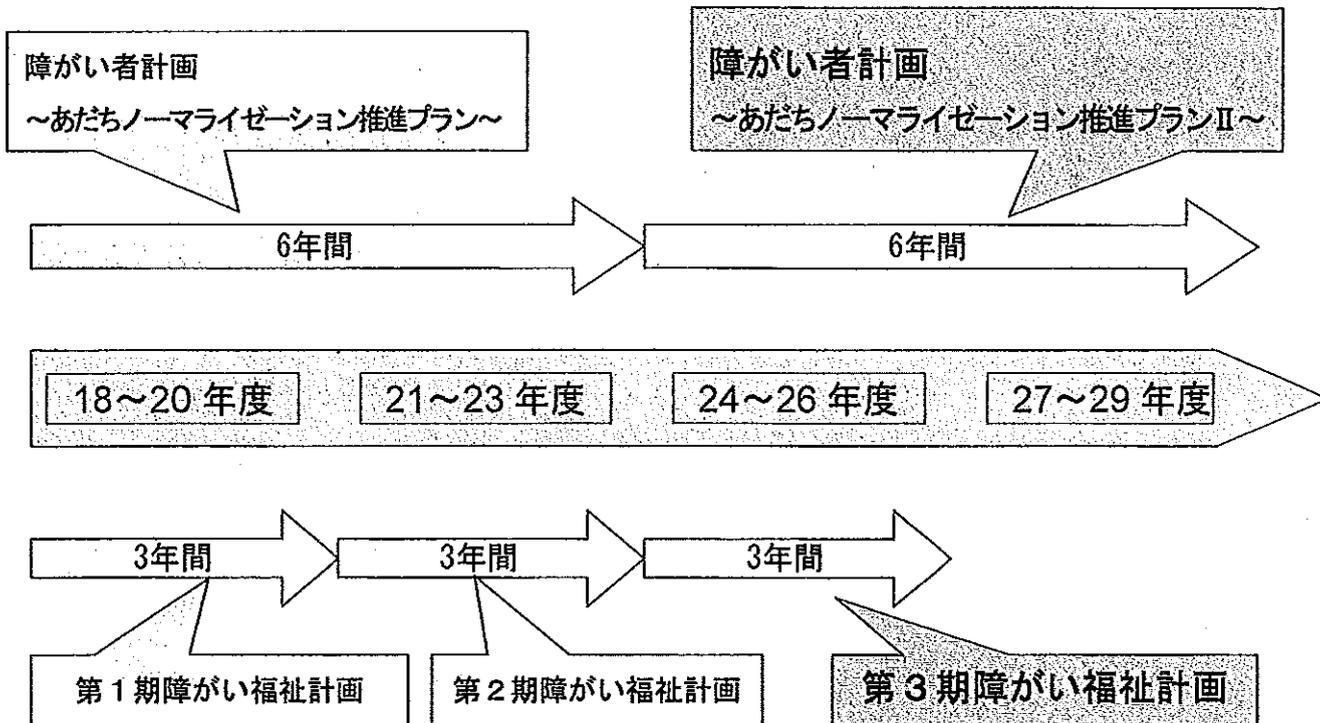
一人ひとりの障がい者が、自らの能力を高め、自立を目指せるように、「足立区障がい者計画 ～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ～」と「第3期障がい福祉計画」を策定します。

2 計画の期間と基本構成

2つの計画の始期が重なったため、今回は同時並行で策定しました。

◆障がい者計画（障害者基本法第11条第3項による）

区が障がい者施策全般をどのように推進していくかを定める施策全体にかかわる広範囲な計画（期間は6年間）



◆障がい福祉計画（障害者自立支援法第87条、88条第1項による）

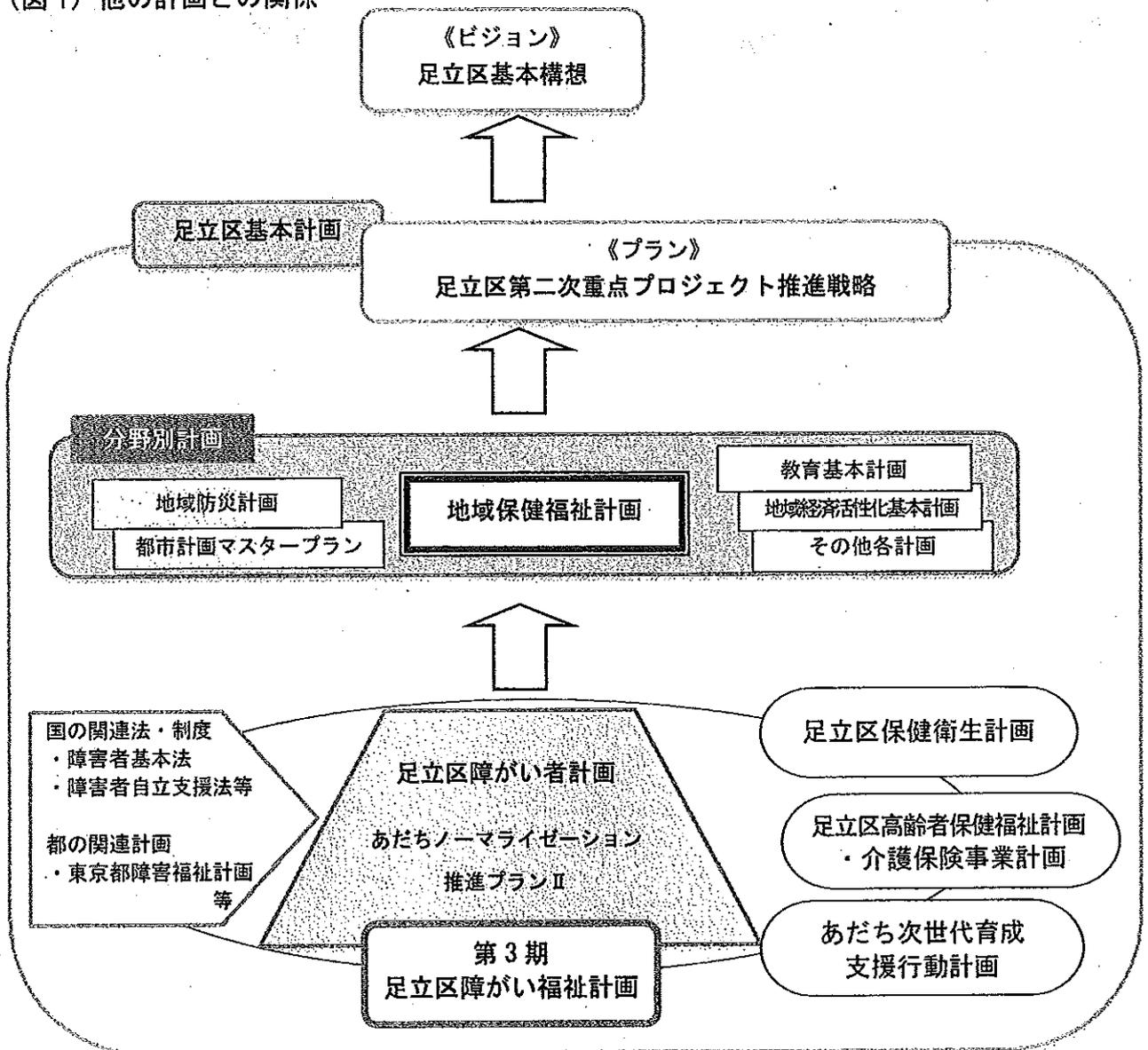
障害者自立支援法の対象となるサービス等の必要量を数値目標として持つ実施計画（期間は3年間）

3 計画の位置づけ

この計画は、「足立区地域保健福祉計画」の一環として障がい者の施策全般と障がい福祉サービスに関する区の取り組みをまとめるものです。

また、障害者基本法、障害者自立支援法等の法令や東京都の障害者計画・障害者福祉計画等の関連個別計画との整合性をはかって策定します。

(図1) 他の計画との関係



4 計画策定の背景

障がい施策に関わる法律改正

平成22年4月から、「障害者制度改革推進会議」の中に「障害者制度改革推進会議総合福祉部会」を設け、「障害者総合福祉法（仮称）」（平成25年8月までの施行をめざす）の検討が進められています。

平成22年12月の障害者自立支援法と児童福祉法の改正、平成23年8月の障害者基本法の改正等、現在、障害福祉制度改革変遷の中にあります。

足立区の障がい者の数（平成23年7月の手帳所持者数）

身体障がい者 23,053人 2%増

知的障がい者 4,348人 4%増

精神障がい者 4,043人 8%増

※「%」は、年あたりの増加割合を示しています

これまでの障がい福祉サービス利用状況

決定者数、利用者数、利用時間などは概して増傾向

日中活動系サービス、共同生活援助・介護（グループホーム等）移動支援事業、児童デイサービスは、計画値を上回りました。

アンケート、障がい者団体・法人等からのヒアリング結果

満足度は比較的高いが、要望も

- ・ 居宅サービスや日中活動系サービス等の利用者の満足は6割～7割
- ・ 多岐にわたるサービス要望
- ・ 相談や情報入手先として、区の役割は極めて重要
- ・ 日中活動系の施設増、防災対策、障がい者への理解などの啓発を望む

5 障がい者計画

足立区の障がい者計画の3つの特徴

- ◆ 施策 7 つの柱
- ◆ 7 つの重点課題
- ◆ これまでの計画との 7 つの違い

施策 7 つの柱

施策1 社会参加の促進

施策2 地域生活支援サービスの充実

施策3 保健・医療サービスの充実

施策4 地域居住の場の確保

施策5 障がい児療育・支援体制の整備

施策6 就労支援の充実と雇用促進

施策7 バリアフリー社会実現の基盤整備

※施策そのものは、前回の計画と変わっていません。

7つの重点課題

1 相談支援体制の充実

4 日中活動系サービスの充実

2 発達障がい者（児）の支援体制の確立

5 移動手段の確保

3 高次脳機能障がい者の支援体制の確立

6 グループホーム等の整備

7 就労環境の整備

これまでの計画との 7つの違い

1 重点課題の捕らえ方

事業（点） ⇒ テーマ（面）

2 相談支援体制の更なる強化

基幹相談支援センター設置と民間事業所との連携強化

3 新たな課題への支援体制の確立

発達障がい、高次脳機能障がい

4 区民のニーズに沿った重点課題の設定

日中活動系施設サービス、
移動手段、グループホーム等

5 これまでの取り組みを反映

障がい児支援の充実

6 新たな視点での事業

防災対策、選挙における環境整備、消費者被害防止対策

7 施策内の内容整理

施策3 保健・医療サービスの充実

施策6 就労支援の充実と雇用促進

障がい者施策の体系（施策目標と課題）

足立区では、障がい者が自らが持つ力を十分に発揮し、能力を高め自立を目指すため、以下の7つの施策の柱を掲げ30の課題を体系化し、障がい施策を推進していきます。

※各施策中の課題に★印がついている項目を、「重点課題」に設定しています。

【施策1】 社会参加の促進

- 【課題】
- 1 啓発・広報活動の推進
 - 2 生涯学習の推進
 - 3 自主的活動の場と機会の確保
 - 4 スポーツ・レクリエーション活動の振興

【施策2】 地域生活支援サービスの充実

- 【課題】
- 1 相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの整備）★
 - 2 発達障がい者（児）の支援体制の確立 ★
 - 3 高次脳機能障がい者の支援体制の確立 ★
 - 4 在宅サービスの充実
 - 5 日中活動系サービスの充実 ★
 - 6 移動手段の確保 ★
 - 7 コミュニケーション手段の確保と情報提供体制の整備
 - 8 地域における権利擁護システムの整備
 - 9 地域自立支援協議会の推進

【施策3】 保健・医療サービスの充実

- 【課題】
- 1 保健サービスの充実
 - 2 医療サービスの充実
 - 3 保健・医療サービスを支えるネットワークづくり

【施策 4】 地域居住の場の確保

- 【課題】
- 1 グループホーム等の整備 ★
 - 2 公共住宅の整備と地域居住支援

【施策 5】 障がい児療育・支援体制の整備

- 【課題】
- 1 早期発見・相談体制の充実
 - 2 早期療育・保育機能の充実
 - 3 学齢期の教育と生活の充実
 - 4 関係機関ネットワークの充実

【施策 6】 就労支援の充実と雇用促進

- 【課題】
- 1 就労の相談体制の強化
 - 2 就労支援体制の充実
 - 3 就労環境の整備 ★

【施策 7】 バリアフリー社会実現の基盤整備

- 【課題】
- 1 福祉のまちづくりの推進
 - 2 福祉人材の育成
 - 3 区民参加による地域福祉の推進
 - 4 障がい者への防災体制の確立
 - 5 選挙等における環境整備

6 障がい福祉計画

第2期障がい福祉計画の実績を踏まえたうえで、第3期障がい福祉計画の各障がい福祉サービスの見込み量を設定しました。

指定事業と目標値の考え方

- ◆ 新規追加項目：地域移行支援、地域定着支援、就労移行者数、
就労継続支援A型利用者の割合
- ◆ 給付系事業目標値：これまでの個々の利用状況を勘案しながら推計
- ◆ 日中活動系事業目標値：これまでの利用状況と施設の定員増や事業者等の動向を勘案しながら推計
- ◆ 国、東京都の目標との整合を図る

障がい福祉サービス

障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者・居住等の状況)を踏まえ、個々に支給する事業

目標値を増やす事業 (主なもの)

- ・ 計画相談支援事業
- ・ 短期入所(ショートステイ)
- ・ 日中活動系サービス
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 共同生活・介護(グループホーム等)

地域生活支援事業

地域で生活する方のニーズを踏まえて、その実情に応じ自治体が柔軟に実施する事業

目標値を増やす事業 (主なもの)

- ・ 相談支援事業(事業所の力所数)

目標値を維持し安定して サービスを提供する事業

- ・ 地域自立支援協議会ほか、全ての事業実績を見ながら継続します。

足立区第3期障がい福祉計画 事業計画一覧

障がい福祉サービス 10 事業、地域生活支援事業 22 事業、その他 1 事業の平成 24 年度～26 年度の目標値は以下のとおりです。

大項目	中項目	小項目	23年度 実績推測	24年度	25年度	26年度
障がい福祉サービス	居宅系サービス	決定者数(単位:人)	1,303	1,491	1,547	1,602
		実利用者数(単位:人)	1,060	1,218	1,254	1,290
		実利用時間(単位:時間)	43,472	50,429	54,080	57,733
	日中活動系サービス	決定者数(単位:人)	2,047	2,248	2,406	2,462
		実利用者数(単位:人)	1,933	2,142	2,274	2,325
	生活介護	決定者数(単位:人)	1,197	1,377	1,427	1,447
		利用者数(単位:人)	1,161	1,335	1,384	1,403
		利用総数(単位:回/月)	20,781	23,896	24,773	25,113
	自立訓練 (機能訓練)	決定者数(単位:人)	75	77	79	80
		実利用者数(単位:人)	60	61	62	63
		利用総数(単位:回/月)	372	378	384	390
	自立訓練 (生活訓練)	決定者数(単位:人)	61	45	45	45
		実利用者数(単位:人)	52	36	36	36
		利用総数(単位:回/月)	785	565	565	565
	就労移行支援	決定者数(単位:人)	140	150	160	170
		実利用者数(単位:人)	103	111	118	125
		利用総数(単位:回/月)	1,720	1,853	1,970	2,087
	就労継続支援(A型)	決定者数(単位:人)	50	55	71	76
		実利用者数(単位:人)	44	48	63	67
		利用総数(単位:回/月)	858	936	1,228	1,306
	就労継続支援(B型)	決定者数(単位:人)	524	544	624	644
		実利用者数(単位:人)	513	533	611	631
		利用総数(単位:回/月)	7,541	7,835	8,920	9,212
	旧法施設支援	決定者数(単位:人)	45	0	0	0
	療養介護	決定者数(単位:人)	4	57	57	58
	放課後等デイサービス (児童デイサービス)	決定者(単位:人)	181	200	220	240
		実利用者(単位:人)	90	120	132	144
		実利用回数(単位:回)	505	655	720	786
	短期入所 (ショートステイ)	実利用者数(単位:人)	206	232	260	286
		実利用回数(単位:回)	1,715	1,856	1,998	2,139
共同生活援助・介護 (グループホーム等)	決定者数(単位:人)	404	425	443	462	
	実利用者数(単位:人)	367	386	403	420	
	区内の定員数(単位:人)	236	256	276	296	
施設入所支援(新体系)	決定者数(単位:人)	673	673	673	673	
	実利用者数(単位:人)	660	660	660	660	
計画相談支援	利用者数(単位:人)	1	183	498	537	
地域移行支援	地域移行支援者数(単位:人)	6	15	19	22	
地域定着支援	地域定着支援件数(単位:件)	—	6	7	7	

大項目	中項目	小項目	23年度 実績推測	24年度	25年度	26年度
地域生活支援事業	相談支援事業	事業所数(単位:カ所)	8	25	27	29
	地域自立支援協議会	協議会数(単位:協議会数)	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援	決定件数(単位:件/年)	1	3	5	7
	コミュニケーション支援 (手話通訳等の派遣)	手話通訳等の派遣利用件数(単位:件)	195	203	211	218
		区役所に配置する手話通訳者数(単位:人)	2	2	2	2
	介護訓練支援用具	給付件数(単位:件/年)	65	65	65	65
	自立生活支援用具	給付件数(単位:件/年)	180	190	200	210
	在宅療養等支援用具	給付件数(単位:件/年)	100	100	100	100
	情報・意思疎通支援用具	給付件数(単位:件/年)	210	210	220	230
	排泄管理支援用具	給付件数(単位:件)	770	780	790	800
	住宅改修	給付件数(単位:件/年)	45	50	50	50
	移動支援事業 (ガイドヘルパーの派遣)	利用時間数(単位:時間)	8,725	5,996	6,536	7,075
		決定者数(単位:人)	1,274	1,169	1,225	1,281
	通所バス運行事業	実利用者数(単位:人/日)	535	550	565	580
	地域活動支援センター	箇所数(単位:カ所)	7	8	8	8
		決定者数(単位:人)	270	290	301	313
	福祉ホーム事業	箇所数(単位:カ所)	1	1	1	1
		利用者数(単位:人)	5	5	5	5
	巡回入浴事業	実利用者数(単位:人)	55	55	55	55
	日中保護	実利用者数(単位:人)	44	46	48	50
	タイムケア	実利用者数(単位:人)	20	20	20	20
	更生訓練費	給付者数(単位:人)	36	36	36	36
	就職支度金	実利用者数(単位:人/年)	15	20	25	30
自動車運転免許取得費	実利用者数(単位:人/年)	10	10	10	10	
自動車改造費	実利用者数(単位:人/年)	12	12	12	12	
職親委託	委託数(単位:人)	2	2	2	2	
他	手話通訳者養成研修事業	新規登録者数(単位:人)	5	5	5	5